平成２９年（フ）第７８３号
千葉市美浜区幸町１丁目７番１棟811号
債務者　大岩　祥子
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７８５号
千葉県市川市塩焼２丁目13番26―102号（ハイライズマンション）
債務者　渡邊　茂雄
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７９８号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区３棟506号
債務者　福田　麻由（旧姓西谷内）
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８１９号
千葉県市原市青柳1158番地１　ハウス佐久間６号室
債務者　久保寺雪夫
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８２８号
千葉県市川市大町124番地　（市営住宅大町第三団地Ａ棟1205号）
債務者　坂下　　修
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８３６号
千葉県八千代市村上1113番地１　３街区５棟102号
債務者　荒畑　栄子
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第８７５号
千葉県市原市青柳1730番地１
債務者　宇佐美　淳
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９３１号
千葉県習志野市本大久保１丁目４番19号　旭アパート205号
債務者　岡田　留吉
1　決定年月日時　平成29年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１８号
新潟市東区石山団地10番12―114号
債務者　大山　立志
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２８号
新潟県五泉市本町６丁目３番17号　渡辺アパート206号
債務者　野﨑　貞造
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３１号
新潟市中央区女池４丁目25番17号
債務者　宗村　　清
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３５号
新潟市東区江南３丁目５番地26　昴101号
債務者　大坪　拓也
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３６号
新潟市中央区南出来島１丁目12番23号、前住所新潟市中央区女池４丁目17番23号６
債務者　清野　充子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４９号
新潟市中央区上近江３丁目５番22―1103号
債務者　成澤　邦弘
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５７号
新潟市西区大学南２丁目６番27号、前住所新潟市西区坂井東２丁目４番44号　大原方
債務者　佐藤亜沙美
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５９号
新潟市江南区茜ケ丘14番28号　メゾンド・あいりすＣ１号
債務者　須藤　孝子
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６２号
新潟市秋葉区下興野町16番16号　セイバリーⅡ102号、前住所新潟市東区上木戸１丁目11番12号
債務者　中野　敬之
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
新潟地方裁判所民事部